

BSE発生前及び現在のデータ(日本)							
		BSE牛が確認される以前(2001年9月10日以前)			2005年現在		
①SRM除去の遵守率	遵守状況	× SRM除去の義務付けなし(2003年7月から義務付け)			○ 2004年10月の厚生労働省のアンケート調査の結果、SSOPの作成、遵守については約9割のと畜場で実施。		
	BSE検査の有無	○			○ (2004年4月より24ヶ月齢以上の死亡牛検査を完全実施)		
②農場死亡牛	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	×	×	陽性	×	×
		陰性	×	○	陰性	×	× (肉骨粉にして焼却)
	SRM除去の有無	×			×(食品・飼料には回らない)		
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (ただし、1996年通達により反すう動物への使用禁止)			牛への給餌 不可 (レンダリングにより製造された肉骨粉は全て焼却)			
③と畜場で異常を呈した (食用に供さない)牛	BSE検査の有無	○			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	×	×	陽性	×	×
		陰性	×	○	陰性	×	×
	SRM除去の有無	×			○		
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (ただし、1996年通達により反すう動物への使用禁止)			牛への給餌 不可 (レンダリングにより製造された肉骨粉は全て焼却)			
④と畜場における30ヶ月齢未満の健康牛	BSE検査の有無	×			○		
	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	/	/	陽性	×	×
		陰性	/	/	陰性	×	×
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (ただし、1996年通達により反すう動物への使用禁止)			牛への給餌 不可 (レンダリングにより製造された肉骨粉は全て焼却)			
⑤20ヶ月齢以下の健康牛	SRM除去の有無	×			○		
	BSE検査後の牛の処理	結果	食用	飼料	結果	食用	飼料
		陽性	/	/	陽性	/	/
		陰性	/	/	陰性	/	/
レンダリング後の用途	牛への給餌 可 (ただし、1996年通達により反すう動物への使用禁止)			牛への給餌 不可 (レンダリングにより製造された肉骨粉は全て焼却)			